

犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿に関する論点について（とりまとめ資料）

H18.8.25

(1) 総論部分・併行審議すべき事項

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
<p>【理念・目的】 経済的支援制度の理念はどうあるべきか。[事務局参考資料]</p>			
<p>経済的支援の目的 [國松座長] ・ 社会連帯か、自立支援か、国家補償か。</p>	<p>・ いずれにせよ、犯給法の理念では、カバーできない範囲が出てくるのではないか。その場合、犯給法の改正で行くのか、新法制定になるのか。</p>		
<p>制度の理念的根拠について [飛鳥井構成員]</p>	<p>・ 海外先進諸国における犯罪被害者補償制度の理念としては、「社会連帯共助の精神による国家補償」(英国等)という考え方と「国家責任説による国家賠償」(ドイツ)という考え方に大別されている。現行の犯給法は「社会連帯共助の精神による給付」を制度理念としているが、一方、被爆者援護法などは「国家責任説」に近い理念に基づくと思われる。これから検討される犯罪被害者補償制度は、そのどちらに理念的根拠を求めるのか、後々に解釈論の余地を残さぬよう明確化すべきである。</p>	<p>・ 現行の犯給法と同じく、被害者救済のための「社会連帯共助の精神による国家補償」が理念的根拠として社会的コンセンサスも得やすく、より適切と思われる。「国家責任説」を採ることには消極的である。ただし法曹の識者の見解をつかがいさらに参考したい。 (理由) ドイツの犯罪被害者補償制度の理念は、「連邦援護法」を準用し、国家の意思的行為である戦争における「みなし公務員」ともいえる軍人に対する補償と同じ国家責任説を根拠としている。しかしながらこの両者を同列の理念で括ることは、かなり論理的な無理を感じる。犯罪抑止は国家の重要な責務であるとはいえ、犯罪一般に国家の意思的行為は関与していない。また国家権力が国民から強制的に武器を取り上げていることは、国民の自衛手段を制限し犯罪の危険に晒す以上に、犯罪から守ることに大きく貢献している。さらには、わが国の犯罪で使用される凶器の多くは日用の刃器等であり、国家が取り締り損ねた銃器類は少数である。以上の点を考えても、国家責任説は社会的コンセンサスを容易には得られないことが危惧される。</p>	
<p>事例2 [大久保構成員]</p>		<p>・ 犯給金を見舞金的性格ではなく被害者が受け取る権利があるという性格のものにする。</p>	
<p>犯給法の趣旨 [白井構成員] ・ 基本法との齟齬</p>	<p>・ 犯給法は、お見舞金的性格を有するものであるが、これでは犯罪被害者等基本法と既に齟齬が生じており、趣旨において問題がある。</p>	<p>・ 犯罪被害者等基本法第3条1項では、すべて犯罪被害者等は、「個人の尊厳が重んぜられ、その「尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とうたわれている。この権利は個人の尊厳を保障する憲法第13条に基づくものであり、最大限尊重されなければならない。 犯罪被害者等は思いがけず犯罪被害を受けたことで、過酷な経済的負担・困窮に苦しめられている。このような状況におかれた犯罪被害者にとって、「その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」のなかで、もっとも重要なものは、国から補償を受ける権利である。なぜなら、被害者が経済的に回復する手段として他に加害者に対する損害賠償請求が考えられるが、この手段は実効性に乏しく、国による補償こそ、犯罪被害者等が経済的に回復し、個人の尊厳を取り戻すための実質的に唯一の手段だからである。 犯罪被害者等基本計画でも、「犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として、犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものである」とある（基本方針）。 従って、率直に犯罪被害者等が国から補償を受ける「権利」を有することを認めることが基本法の趣旨に沿うものであって、お見舞金的な性格を有する犯給法の趣旨自体に問題点があるから、このような見舞金的な性格を変えていく必要がある。</p>	
<p>理念 [高橋構成員]</p>		<p>・ 誰でもいつでも犯罪被害者等になりうる。被害者等は日ごろから武器等の防衛手段を持っていない。国はその被害者等の被害回復に責任がある。被害者等は、経済的な被害回復に関して</p>	

<p>経済的支援に関する「理念」[平井構成員]</p>		<p>被害以前の生活を保障される権利がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等に対する経済的支援の基本的考え方 犯罪被害者への支援の基本的考え方として、「犯罪を防ぐことができなかった国家の責任として支援を行う」、「国家の責任からではなく、同情と連帯共助の精神から支援を行う」などが存在する。 基本的考え方は、犯罪被害者への経済的支援のみならずあらゆる犯罪被害者への支援に関わるものであり、犯罪被害者等基本法（以下基本法という）や犯罪被害者等基本計画（以下基本計画という）で明確にすべきことである。基本法、基本計画では、基本的考え方として「国家責任」には触れられていないが、犯罪被害者等の個人の尊厳にふさわしい処遇を受ける権利と犯罪被害を回復また軽減し平穏な生活ができるようにする国の責務が明確にされている。経済的支援の検討では、上記の考え方を基本的な考え方とすべきである。 被害回復・軽減の内容 犯罪被害者等の被害回復の内容として、健康に関する被害回復、生活能力・労働能力に関する回復、経済的被害に関する被害回復がある。 先ず、健康（肉体的・精神的）に関する被害回復が最も重要であり、健康の被害回復に最善が尽くされなければならない。次に、健康の完全な回復が不可能で後遺障害が残らざるをえない時には、その生活能力・労働能力の回復に最善が尽くされなければならない。基本計画では、これらの点についても検討され、担当省庁で必要な施策が講じられることとなっている。しかし、基本計画で示されている内容では不十分である。例えば、事業主に犯罪被害者等についての理解を深め、雇用の維持継続や教育も含めた職場復帰への支援を求めていくことなど、更に検討が進められ、一層有効な施策が追加して実行されていかなければならないと考える。健康回復・生活能力・労働能力の回復に最善が尽くされたにもかかわらず、後遺障害により生活能力・労働能力の十分な回復が不可能な時、又死亡の時には、基本法の精神に沿って精神的・経済的被害の回復が図られるべきである。 	
<p>補償制度 [平井構成員] ・ 趣旨・・・見舞金型・生活保護型・労災補償型・損害賠償型</p>		<ul style="list-style-type: none"> 趣旨 犯罪被害者等基本計画の基本的考え方、日本の社会福祉の基本的方向性、欧米の犯罪被害者補償制度の動向等を総合的に勘案すれば、「損害賠償の視点に立った労災補償型の補償制度」を確立すべきではないかと考える。 	
<p>【法形式】 立法形式 [國松座長] ・ 新規独自立法か、「犯給法」の拡大・改正か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> いずれにせよ、犯給法の理念では、カバーできない範囲が出てくるのではないか。その場合、犯給法の改正で行くのか、新法制定になるのか。 		
<p>【給付水準】 給付水準 [國松座長] ・ 他の類似諸制度（被爆者援護、公害補償、医薬品副作用被害補償、自賠責、公務災害給付、協力援助など）との均衡をどのように考えるか。 ・ 「自賠責並み」にするという議論があるが、その理論的な根拠は何か。</p>			
<p>理念上近縁すると思われる他制度と比較した不公平の解消 飛鳥井構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行の犯給法は、発足以来改正が行われてはきたが、海外先進諸国の経済的支援制度と比べると、補償額や補償内容においてはまだ手薄いものであり、さらなる充実が図られるべきである。現行の給付金制度は「見舞金」の性格のため、他の損害賠償型制度の補償と比べて顕著な落差がある。犯罪被害者がこの落差を受忍すべき根拠は見当たらず、不公平感を生み出している。 	<ul style="list-style-type: none"> すでに多く論じられていることではあるが、少なくとも交通事故「自賠責」制度の政府保障事業と同程度の損害補償を実現し、制度的不公平を解消すべきである。 （理由） 保障関連諸制度の中で、被害者救済のための「社会連帯共助の精神による国家補償」の理念的根拠の点で近いのは、無保険者やひき逃げ事故の被害者を救済する「自動車損害賠償保障制度」の政府保障事業である。しかしながら犯給法と自賠責では補償額に大きな落差があり、あきらかに不公平である。またこの点は遺児に対する保障においても交通事故と犯罪被害とは同様の落差がある。 	

事例 1 [大久保構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護費のような最低生活水準維持を目的にしたものではなく、事件以前の生活に近づける賦課金のような制度も取り入れるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 貯蓄や不動産等の資力に関係なく、被害によって起こる日常生活上の経済的負担に対する資金援助制度の創設（基礎額を設定し、必要に応じて加算する等）
事例 2 [大久保構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護費のような最低生活水準を維持することを目的にしたものではなく、事件以前の生活状態に近づけるための助成金制度も取り入れるべきである。 	
事例 4 [大久保構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 家族全員が心身の不調を訴え、家事を行う人もいないため家族間が崩壊寸前である。貯えが多少あるため公費による支援を受けることはできない。 貯金を切り崩しての生活状態では、事件から時間が経過した後に経済的困窮に陥るため、自立が阻害され、被害からの回復が長期化する。 	
補償金額 [白井構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 補償金額が低額であることが問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁は、昨年の基本計画検討会・第 2 回会議において次のように述べる。 「自賠償保険なみに犯給法の支給額を増額できないのは、自賠償保険は原因者負担の考えを基に、支払った保険料で損害の一部を賠償する制度であるのに対し、犯給法は社会の連帯共助を根拠に一般財源から国民全体で損失を負担させようとする制度であって趣旨を異にするからだ」と言う。 しかし、社会の連帯共助に趣旨があるからと言って、国民全体で負担すべき額が制限されるという論理必然性はない。事実、イギリスでは、社会の連帯共助を根拠としつつ、我が国で言うところの自賠償保険なみどころか任意保険なみの高額の補償金が支払われるタリフスキームが完成している。 また、警察庁は、上記第 2 回会議で、他の制度との調整をも理由として掲げて大幅に増額できないという。すなわち、警察官の公務災害ないしは警察官の職務執行に協力した市民が傷害を被ったときの給付金の額を超えて一般の犯罪被害者に給付金を支給することはバランスを失すると説明する。しかし、もしそうであるなら、警察官の公務災害等に支給される額自体を増額すれば足りることであり、あるいは、増額された一般の犯罪被害者に対する給付金を警察官の公務災害等に対しても併給して支払えば足りることである。この点、基本計画検討会第 2 回会議で山上教授（東京医科歯科大）も同様の趣旨の発言をされている。 「先ほど警察に協力された方で亡くなった方との兼ね合いと言いましたけれども、もしそれが自賠償程度に達しないのであれば、それはむしろそれを増額するように考えるべきなのではないかなというふうに思います」（第 2 回議事録 57 p 山上構成員（東京医科歯科大）の発言より） このように、社会の連帯共助であること、あるいは他の制度との調整などを理由として掲げても、犯給法の下で大幅に支給額を増額できないとする理由には説得力に欠ける。 もっとも、犯給法の下では次の限界がある。 犯給法は、社会の連帯共助を根拠とするものであるが、イギリスのように被害者に現実に発生した「損害」を社会の連帯共助で補填していくのではなく、「見舞金」を社会の連帯共助の精神で支給していくものに過ぎないから、見舞金をいくら増額しても、社会通念上「見舞金」と評価される額を超えて支給することはできないという限界がある。まさか、1 級の後遺障害者に支給される自賠償保険の 4000 万円の額が、見舞金であると評価する人はいないであろうから、犯給法では支給額の増額に決定的な限界が生じることになる。 加えて、犯給法は、見舞金としての一時金の給付であることから、実際にかかった個々の費用を積み上げて支給するシステムにはなっていない（基本計画検討会第 2 回会議議事録・警察庁発言）。しかしながら、犯罪被害者に発生する損害は、被害の態様（後遺障害の程度など）、被害者の収入、年齢、性別などによって個々バラバラである。実際にかかった費用を積み上げて算出しなければ、被害者の実状に沿って損害額を算定することはできない。ここにも「見舞金的性格を有する一時金の給付」という犯給法の超えられない限界がある。

		<p>そもそも、被害者補償は、犯罪被害者等が事件以前の生活水準を回復するに足りる程度のものでなければならないというべきである。すなわち、犯罪被害者等が、経済的に回復し、個人の尊厳を取り戻すということは、事件以前の生活水準を回復するということである。犯罪被害者等基本法第3条1項でも「再び平穏な生活を営むことができるようになるまで」と規定されている。再び平穏な生活を営むということは即ち事件以前の生活に戻るということである。生活保護のような最低生活水準を基準とするものであってはならない。</p> <p>犯罪被害者等基本計画でも、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきものである。」とされている（基本方針）。</p> <p>以上のように、事故前の生活水準を回復するにはほど遠い、低額の金額しか補償することができない現在の犯給法の下では、大きな限界ある。</p>	
<p>給付水準 [高橋構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時金の場合は、自賠償の給付水準まで引き上げる。財源が給付に不十分な場合でも、例えば自賠償水準まで、と将来的な目標を掲げる。 (理由) 自賠償制度は、被害者として受けるべき賠償額の最低水準の保証という理念があるので、犯罪被害者の場合にも最低水準を保障するように。 ・ 年金の場合は、労災水準、生活保護水準、国民年金水準などのどの水準にするか。 ・ 加害者からの示談金や賠償金などが、一定水準に達しない場合、不足分をどうするのか。 	
<p>給付内容（水準を含む）と給付方法 [平井構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付内容（水準を含む）と給付方法 <ul style="list-style-type: none"> ）傷害 健康（肉体的・精神的）の被害回復が、最も重要であり、日本の社会保障に関連する諸制度を参考に、必要経費が優先して支給されるべきである。また、犯罪被害者の実態に対応した仮給付制度の確立が必須である。 ）障害給付・遺族給付 支給水準は、自賠償の水準を目安とすべきである。 基本計画の討議の中でも度々給付水準は自賠償の水準を確保すべきとの意見が述べられている。また、自賠償の水準は、日本の傷害・遺族補償の社会的水準と考えられており、犯罪被害者の補償もこの水準を目安とされるべきである。 	

(2) 経済的支援の内容に関するもの

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
<p>【給付内容】 以下について給付すべきか。給付する場合、どの程度給付すべきか。[事務局参考資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費 ・ カウンセリング費用 ・ 介護費用 ・ 通院費などの医療を受けるために必要な費用 ・ 住宅・自動車改造などの環境整備費 ・ 車いす・義肢等の補装具の費用 ・ 生活費・逸失利益 ・ 障害者に対する給付 ・ 遺族に対する給付 ・ テロ事件被害者に対する特別な給付 			
<p>医療関係給付 [國松座長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費の自己負担分の填補 ・ 犯罪被害の特性に由来する療養（PTSD、緊急避妊など）に要する医療費の無料化 ・ 医療保険の適用を受けない被害者に対し、犯罪被害の特性にかんがみ、政府保障による医療費の補てんを行う場合には、どのようなものがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯給法の重傷病給付金という「重傷病」の範囲（加療1か月以上、3日以上の入院）、給付金の支給期間（1年間）の見直し。 		
<p>心理的外傷による精神的被害に対する保険外心理療法の治療費補償 [飛鳥井構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心理的外傷による精神的被害に対する治療費は、現行の重傷病給付金制度においても、保険診療の自己負担分を補償するものと解釈される。精神的被害の治療・ケアは基本法や基本計画の中でも重要な課題とされており、この点は海外先進諸国の制度においても同様である。しかし実際の治療では、保険内診療の薬物療法と精神療法だけでは有効性が不十分なことも少なくない。その場合、心理的外傷に焦点を当てた心理療法は治療の有効性が高いとはいえ、多くは保険外であり、自費診療を余儀なくされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の判断を受けた上で実施される、適切かつ有効性をもつ内容で標準的料金の心理療法については、保険外であっても、適当と見なされる回数範囲において、重傷病給付金の治療費給付対象とすべきである。 （理由） 自賠責では鍼灸、柔道整復、温泉治療なども、医師が必要性を認め、適切な内容と標準的料金であれば、治療費補償の対象とされている。したがって保険外の心理療法に関しても同様の基準により、当然ながら治療費の補償対象となるものとする。ただし保険外の過剰診療を避けるために、適当と見なされる範囲に回数を制限することは可能である。 	
<p>医療費の無料化 [白井構成員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護、カウンセリング、リハビリの無料化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯給法の下では、重傷病給付金の要件が緩和されたものの、依然として重傷病給付金制度の適用要件を満たさなければ、自己負担分の支払いを免れないという点に問題がある。しかも、重傷病給付金制度の要件を満たしたとしても、後からの現金給付であり、現物給付ではない点にも問題がある。さらに、重傷病給付金の支給期間も1年に過ぎない点でも問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担分の無料化 そもそも、犯罪被害者にとっては、自己負担分さえ負担が大きく、また、重傷病給付金制度の適用を受けて後から自己負担分について現金給付を受けたとしても、一旦、自己負担分を払わなければならないこと自体が、犯罪被害者の生活を圧迫しているという実情がある。また、1年で症状が固定しない場合も多々ある。 そこで、自己負担分について、症状が現実に固定するまで、被害者に負担をさせないような制度を作るべきである。その方法としては、医療費の自己負担分を国が代わりに支払う制度とし、しかも、被害者が一旦病院に支払ってから、後日国が現金を給付する方法ではなく、被害者が受診する最初から国が直接病院に対して支払う制度とするべきである。 たとえば、交通事故で被害者が病院で治療を受けたとき、自賠責保険会社及び任意保険会社が、被害者の自己負担分について直ちに病院に支払っている。これは、交通事故の被害者が自己負担分を負っていることを前提として、その費用を損保制度で賄っている制度である。同様に、犯罪被害者補償制度でも、自己負担分はあるが、これを同制度に基づいて、国が被害者に代わって病院へ直接支払う制度にすべきである。 	
<p>事例2 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費、カウンセリング費用、介護費用等の自己負担費用がかかる。 		
<p>事例5 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ PTSDに詳しい専門家及び産婦人科医師等の確保と緊急時適切に診療を行うことができる体制整備、検査費用・中絶費用及びカウンセリング費用等の無料化。 	

<p>補償制度〔平井構成員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付内容（水準を含む）と給付方法) 傷害・・・医療費・カウンセリング費・通院費・弁護費 車椅子、義肢など補装具費・住宅、自動車改造費などの環境整備費など諸費用 休業補償・慰謝料 		<ul style="list-style-type: none"> 給付内容（水準を含む）と給付方法) 傷害 健康（肉体的・精神的）の被害回復が、最も重要であり、日本の社会保障に関連する諸制度を参考に、必要経費が優先して支給されるべきである。また、犯罪被害者の実態に対応した仮給付制度の確立が必須である。（再掲） 	
<p>介護関係給付〔國松座長〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 要介護認定を行う際、被害者の特性をどの程度配慮すべきか。 介護保険の適用を受けない被害者に対し、犯罪被害の特性に鑑み、政府保障による介護サービスを提供すべき場合には、どのようなものがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法の改正でなく、被害者のための要介護認定基準、介護サービス支給開始時期等を設定する必要性 		
<p>医療費の無料化〔白井構成員〕(再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犯給法のもとでは、介護費用、カウンセリング、リハビリ費用について、全く補償されていない点に問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護、カウンセリング、リハビリの無料化 重度の障害を受けたとき、将来にわたって継続的に発生し続ける介護費用やリハビリ費用、カウンセリング費用は膨大な額に至り、被害者の生活を著しく圧迫している。 そこで、これらの費用についても現物給付を可能とする制度が望まれる。 	
<p>事例2〔大久保構成員〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療費、カウンセリング費用、介護費用等の自己負担費用がかかる。 		
<p>事例3〔大久保構成員〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長期入院中の被害者は、3ヶ月毎に転院を強要され、家族の精神的負担が大きく、病院探しに困難を極める。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期間経済的負担なく安心して入院できる制度の創設と介護負担を軽減する制度の創設。 	
<p>障害給付（一時金）〔國松座長〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給条件の緩和と障害等級の見直し 支給限度額の引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 犯給法の「障害給付金」の等級、支給限度額は、被害者の実態に合ったものになっているか。他の類似制度の給付との比較考量を行いながら、具体的に検討する必要がある。 		
<p>補償制度〔平井構成員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付内容（水準を含む）と給付方法) 障害給付・・・適用する障害の程度 慰謝料・逸失利益 		<ul style="list-style-type: none"> 給付内容（水準を含む）と給付方法) 障害給付・遺族給付 支給水準は、自賠償の水準を目安とすべきである。 基本計画の討議の中でも度々給付水準は自賠償の水準を確保すべきとの意見が述べられている。また、自賠償の水準は、日本の傷害・遺族補償の社会的水準と考えられており、犯罪被害者の補償もこの水準を目安とされるべきである。（再掲） 	
<p>遺族給付（一時金）はいかにあるべきか。〔國松座長〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給額の引き上げ（最高額と最低額） 	<ul style="list-style-type: none"> 現行犯給法の「遺族給付金」の支給限度額では、低すぎると判断される場合とはどのような場合か。 「自賠償並み」とすることの根拠 		
<p>補償制度〔平井構成員〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付内容（水準を含む）と給付方法) 遺族給付・・・慰謝料・逸失利益 葬儀費 		<ul style="list-style-type: none"> 給付内容（水準を含む）と給付方法) 障害給付・遺族給付 支給水準は、自賠償の水準を目安とすべきである。 基本計画の討議の中でも度々給付水準は自賠償の水準を確保すべきとの意見が述べられている。また、自賠償の水準は、日本の傷害・遺族補償の社会的水準と考えられており、犯罪被害者の補償もこの水準を目安とされるべきである。（再掲） 	

<p>「被害者年金」の創設の可否。[國松座長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害年金を支給すべき場合とは、どのような場合か。 ・ 遺族年金を支給すべき場合とは、どのような場合か。 ・ 支給期間は、自立までか、一生か。事情変更（本人が犯罪者になった場合など）をどう考えるか。 ・ 他の類似制度との比較考量 ・ 認定機関をどうするか 			
<p>事例 1 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犠牲となった被害者から経済的援助を受け生活していた遺族には年金が出る制度が必要である。 		
<p>その他の給付はいかにあるべきか。[國松座長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葬祭費の支給 ・ 住宅改造費の支給 ・ 休業補償 			
<p>通院費・付添費など医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの環境整備費、車椅子、義肢等の補装具の費用等の補償 [白井構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の犯給法は、通院費・付添費など医療を受けるために必要な費用、住宅・自動車改造などの環境整備費、車椅子、義肢等の補装具の費用等についての規定がない点が問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者が病院に通うための交通費も治療期間が長くなればかなりの額にのぼる。付添人が必要となる場合も当然にある。また、後遺障害が残った場合には、住宅や自動車を改造する必要が生じることもあるし、車椅子等の補装具が必要になることもある。これらの費用は必要不可欠のものであるから、その実費の全額が補償されるべきである。 	
<p>事例 1 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判傍聴に関する費用（交通費・休業手当等）が出ないため経済的負担が大きく日常生活に影響が出る。また仕事を休まざるを得ないため、更に収入が減る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事手続に関与することで受けた経済的負担は国として補償すべきである。 	
<p>事例 2 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームヘルパー派遣制度や給食サービス制度はあるが、自己負担があるため行使できず、特定の家族に全ての負担が掛かり体調を崩し家族間に溝ができる結果となった。 		
<p>事例 3 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や検察及び関係期間へ出向く際必要な交通費等の軽減を図る制度の創設。 	
<p>事例 5 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引越し費用の減免措置制度の創設。 		
<p>税制上の措置 [高橋構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税枠の設置 （理由） 給与収入などが大幅に下がった場合 ・ 損害賠償債権を租税債権より優先させる。 （理由） 犯罪被害者等の被害回復の権利として 	

(3) 経済的支援の対象に関するもの

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
<p>【給付対象】 日本国籍を有するものが、日本国外において受けた犯罪被害を対象とするべきか。[事務局参考資料]</p> <p>日本に住所を有しない外国人の取扱いをどのようにするべきか。[事務局参考資料]</p> <p>対象とする罪種を犯給制度の場合より広げるべきか。[事務局参考資料]</p> <p>対象とする傷害の程度を犯給制度の場合より広げるべきか。[事務局参考資料]</p>			
<p>給付対象はいかにあるべきか。[國松座長]</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で犯された身体犯の日本国籍被害者への拡大 過失犯被害者・金融犯罪被害者への拡大 			
<p>補償の対象 [白井構成員]</p> <ul style="list-style-type: none"> 過失犯被害者、財産犯被害者 	<ul style="list-style-type: none"> 犯給法は、過失犯を対象としていないが、この点に問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者補償の対象としてもっとも切望されているものは、生命身体を害され、これがため生活の糧を失い、あるいは労働能力を著しく失ったものであることは言うまでもないところである。過失犯による被害については、犯罪被害者等の立場からすれば、被害によって経済的に困窮することにおいて故意犯による被害と何ら変わりがないのだから、過失犯を全て補償の外に追いやるのでは不公平である。また、過失犯の大半は交通事故であり、交通事故については自賠責や任意保険で賄うことができるから、過失犯を補償の対象としたとしても、請求者が著しく増大することはない。 他方、財産犯については没収追徴を利用する制度が検討されているので、さらに補償の対象とするかどうか別途検討を要するものと考えられる。 	
<p>補償対象の場所的範囲 [白井構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本国籍を有する者であるのに、日本国外において犯罪被害を受けた場合には支給を受けることができない点で問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流が進んだ現代社会においては、日本国民が海外で犯罪の被害に遭うリスクは高まってきており、補償の必要性は国内における被害の場合と変わらないのであるから、日本国籍を有する以上、国外で被害を受けた場合でも補償を受けられるようにすべきである。 	
<p>給付対象 [高橋構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犯給制度では海外で犯罪被害に遭った人が対象になっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な犯罪者引き渡し条約の構築。海外で犯罪被害に遭った被害者も対象にする。 	
<p>補償制度 [平井構成員]</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象・・・国籍、罪種（親族間・過失犯・財産犯） 範囲・・・発生場所（国内外） 		<ul style="list-style-type: none"> 対象・範囲 補償の対象としては、国内外での犯罪被害者を対象とすべきである。 基本計画で示されている犯罪被害者等がその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利と犯罪被害を回復・軽減し平穏な生活ができるようにする国の責務は、日本国内における犯罪被害者のみに限定されるものではなく、日本国外における犯罪被害者にも等しく及ぶべきものである。また、日本人の出国者数が1700万人にも及んでおり、多くの日本人が国外で犯罪被害に遭遇する可能性を有している。更に、国外における犯罪被害者は、犯罪被害発生時点から国内における犯罪被害者よりも多くの経済的・精神的困難に直面することが多く、その被害回復が強く望まれる。現実に犯罪被害者支援センターなど犯罪被害者への支援組織では、当然のこととして国外における犯罪被害者をも対象に支援している。 	

(4) 経済的支援の手続に関するもの

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
【給付請求期間（請求時効）】 時効を制約すべきか。[事務局参考資料]			
給付請求許容期間の延長 [國松座長]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の犯給法は、発生を知った日から2年、または、発生した日から7年を経過した場合は、請求できないとされているが、妥当か。 		
時効 [白井構成員]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯給法は、2年の時効期間が設けられている点が問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも、犯罪被害者等は、補償制度の存在を知らずに、犯給法の定める時効期間（被害の発生を知った日から2年、又は、犯罪が発生した日から7年）が経過してしまうことが多々ある。近親者から虐待を受けた場合、被害者等は、加害者から自立して初めて補償請求が可能になる。また、性的被害など、被害の申告までに長期間を要する場合がある。したがって、被害者等の補償を受ける権利を、時間的に制限することは相当ではない。ただし、年払いの補償金は、日々の生活の維持を目的として支給されるものであるから、既に経過してしまった期間については、年払い補償はなされないものとするべきである。 	
補償制度 [平井構成員] ・ 手続・・・時効・遡及適用 認定機関			
【併給調整】 損害賠償との調整を行うべきか。[事務局参考資料] 他の公的給付との併給調整を行うべきか。[事務局参考資料] 民間保険等との調整を行うべきか。[事務局参考資料]			
併給調整をすべき場合の再検討 [國松座長]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の犯給法に基づく重傷病給付金、障害給付金、遺族給付金は、当該被害者又は遺族に対し、他の社会保障制度による各種給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しないこととされており、それは、原則として、当然のことであるが、他の類似制度（原爆被爆者援護、公害補償など）との比較考量を行った上、併給調整を行うべきではない場合があるかどうか、具体的ケースに基づいて、再検討する必要がある。 		
併給調整 [白井構成員]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯給法が、労災保険、健康保険などとの併給調整をしている点は問題ではないが、しかし、加害者からの損害賠償を受けたとき、総損害額や受けた金額如何に拘わらず、給付金はその分、減額されるとされる点は問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ たとえば、重度の後遺障害を負い、将来にわたって多額の介護費用がかかり、総損害額が1億5000万の場合で、国からの補償として1000万円の算定を受けたとき、加害者から100万円の賠償を受けたからと言って国からの給付額が900万円になるというのであれば、いかにも酷である。 	
補償制度 [平井構成員] ・ 併給調整・・・損害賠償・他の公的給付・民間保険			
【求償権】 国の求償権はどのように行使すべきか。[事務局参考資料]			
補償制度 [平井構成員] ・ 求償権			
【遡及適用】 過去の犯罪被害者等に遡及適用すべきか。[事務局参考資料]			
遡及効 [白井構成員]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯給法には、遡及効がない点が問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正がなされた場合の改正法施行日前の犯罪被害者についても、現に重い後遺症で苦しんでいる者（障害等級7級以上）及び被害者が死亡した場合の遺族については補償の対象とすべ 	

		<p>きである。ただし、改正法施行日前の犯罪被害者等に対しては、将来的に年払い方式の補償金を支給するにとどめ、一時金は支給しないとすべきである。一時金を支給しないとする理由は、この場合の遡及を認める意義は、過去の損害を補償するというよりも、現在および将来の生活の困難を年払い方式の補償によって救済することに主眼があること、さらに国家の財政上の問題もあることからである。</p> <p>そもそも、重い後遺症に苦しみ続けている犯罪被害者に対し現在の犯給法は一時金を支給するのみであり、補償が極めて不十分である。このように重い後遺症に苦しみ続けている犯罪被害者に対しては新法による救済の必要性が高いので、たとえ法施行日前に犯罪被害を受けたのであっても、将来にわたって年払い方式の補償金を支給することにより救済すべきである。同様に被害者が死亡している場合の遺族についても、生活の糧を失い苦しい生活を強いられていることが多いので、遡及的に救済すべき必要性が高いから、年払い方式の補償金の支給により救済すべきである。</p> <p>また、これまでの被害者運動の経緯をみても遡及効を認めなければ不公平である。というのは、被害者問題がここまで大きくクローズアップされてきたのは、過去に犯罪被害を受けた人たちが立ち上がり、声を上げてきたからである。しかるに、その人たちの努力によって将来、新しい法律が制定されても、その人たちが法の対象外となり、努力が報われないというのはいかにも不公平である。</p>	
<p>補償制度 [平井構成員] (再掲) ・ 手続・・・時効・遡及適用 認定機関</p>			

(5) 経済的支援の方法に関するもの

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
<p>【給付の方法】 年金（一時金、年金・一時金の併用）とするべきか。[事務局参考資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金 一時金（年金以外） <p>仮給付をどのように行うべきか。[事務局参考資料]</p>			
<p>仮払制度の導入 [國松座長]</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付の迅速化のため、障害給付金等の仮払制度を導入する必要があるのではないか。 			
<p>一時金についての問題 [白井構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犯給法では、実際にかかった個々の費用を積み上げて支給するシステムにはなっていない。そのため、個々の被害者の被害の実状に応じた補償とはなっていないばかりか、補償額も著しく低廉である点が問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者が死亡した場合、犯罪被害者の収入に依存していた遺族は生活苦に陥り、困窮生活を強いられることになる。そして、これらの遺族はまとまった額の一時金を必要とするだけでなく、将来の生活の保障が不可欠である。また、犯罪被害者に後遺障害が残った場合、後遺障害を負ったことに対する補償として一時金を支給する必要がある。 さらに、犯罪被害者が長期の療養生活を強いられた場合、その間、収入の途が途絶え、生活苦に陥ってしまうことが多い。そこで、このような場合、療養費を補償するだけでなく、休業損害を補償する必要がある。 そこで、個々の犯罪被害者等に対しては、交通事故損害賠償の後遺障害慰謝料額を参考として、死亡した場合には3000万円、後遺障害が残った場合には等級に応じて1級2800万円・・・14級110万円程度の一時金を補償すべきである。 また、被害者が、その被った傷害が治癒するまで、あるいは後遺症について補償金の支給を受けるまでの間、長期の療養を必要とする場合には、その期間中の休業補償を、さらに被害者の付き添いのために休業した家族がいる場合には、その家族に対しても休業補償を支給すべきである。 なお、実際の損害賠償額と現在の犯給法に基づく給付額を比較すると、現在の犯給法に基づく給付額の低廉さは明白である。 以下、具体的ケースについての記述あり。白井構成員提出資料参照。 	
<p>年払い制度の創設についての問題 [白井構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犯給法は、早期の立ち直り支援にその趣旨があるから、将来にわたって継続的に年払いで支給するシステムとなじまない。そのため、犯罪被害者が望んでいる年払い制度の実現が困難であるという問題点がある。 また、早期の立ち直り支援にすぎなから、その後、将来にわたって継続的に発生する費用のケアについては、他の制度に委ねざるを得ない。しかし他の制度としては現実には福祉制度に基づく給付しかなく、その額を見てみると被害前の生活水準を回復できるようなものではない。 このように犯給法には補償金の年払い制度がない点が大きな問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> そもそも、犯罪被害者等に補償金が一時金として支給されたとしても、重度の後遺障害を受けた場合は仕事に復帰することもままならず、その一時金も数年で費消されてしまうことが多く、その後続く長い人生の支えにはならない。その後の生活を支えるために年払い制度を併給することが是非とも必要である。そして年払い制度を必要とするのは、かなりの程度の労働能力を喪失した場合であるから、労働能力が50パーセント以上喪失した7級以上の場合に、その労働能力喪失の程度に応じた年払いを支給することが望ましい。 そこで、被害者に障害等級7級以上の障害が残った場合には、被害者に一時金の他に、これに加えて、その障害の等級に応じた額を年払いで支給すべきである。また、犯罪被害者が死亡し遺族の生活が困難に陥った場合にも、同様にその生活を支える必要があるから、年払いで支給すべきである。 もっとも、犯罪被害者等に年払いを支給するのは、犯罪被害者等を困窮した生活から被害以前の生活レベルに戻し、その尊厳を回復するためであるから、犯罪被害者等に経済的余裕がある場合には年払い制度を設ける必要がない。そこで、年払い支給をする前提として資力審査を行うべきであり、経済的に余裕があって年払い支給の必要がない場合にはこれを支給しないこととすべきである。 支給金額は、支給中に改訂することができるものとする。 	
<p>仮給付の制度についての問題 [白井構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犯給法の仮給付制度があまり活用されていない点が問題である。 	<ul style="list-style-type: none"> その背景にはその不支給・減額事由の内容が、相当程度説明されないと支給されないとの現実があるからと思われる。しか 	

		し、事案の解明にかかるとしても、一時金の2割ないし3分の1の金員を仮給付金として支払うことは可能である。そもそも、犯罪被害者等は、犯罪被害のために働けなくなったり、療養費等の支払いに追われる等、経済的に困窮し、被害直後からまとまった金員を必要とすることが多い。従って、被害直後から仮給付金の支給を受けられるように、迅速で簡便な支給方法にすべきである。	
事例1 [大久保構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給までの間、葬儀代や生活費等を借金せざるを得ない場合があり、生活保護費からの返済ができないため今後の生活に対する不安が大きい。一時金として支払う制度が必要である。 		
事例2 [大久保構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 犯給金支給までの日数が長い。(2年半後支給)仮払制度の創設や給付金支給が早急に行われる制度改革が必要。 事件直後から葬儀費用、日常生活費用とに多額の借金をせざるを得ないため、自動車保険のような一時金支給制度が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯給金の仮払制度の創設が必要。 迅速な裁定等運用面の改善が必要。 	
事例3 [大久保構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 私的な生命保険等の請求手続も煩雑で時間が掛かり当座の生活費にはなり得ないため一時金制度が必要である。 		
給付の方法 [高橋構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 犯給制度では支給までの期間が7か月ほどかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 直後から現金が必要になることが多いので、一時金だけでも早く支給するようにする。 	
補償制度 [平井構成員] <ul style="list-style-type: none"> 給付内容(水準を含む)と給付方法)支給方法・・・障害給付と遺族給付(一時金・年金・一時金と年金の併用)・・・仮給付 		<ul style="list-style-type: none"> 給付内容(水準を含む)と給付方法)傷害健康(肉体的・精神的)の被害回復が、最も重要であり、日本の社会保障に関連する諸制度を参考に、必要経費が優先して支給されるべきである。また、犯罪被害者の実態に対応した仮給付制度の確立が必須である。(再掲) 支給方法犯罪被害者の実情、社会保障に関連する諸制度を考慮すれば、年金と一時金の併用型が望ましい。 	
【不支給事由・減額事由】 親族間犯罪の支給制限をどのようにすべきか。[事務局参考資料]			
各種給付の不支給事由、減額事由の弾力化 [國松座長]	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害の多様性、複雑性を反映して、被害者の間に、各種給付の不支給事由、減額事由の運用の弾力化を求める声がある。事由の書き方を変えるのか、運用指針を変えるのか。 		
不支給事由の緩和が不十分であるという問題 [白井構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 犯給法は、夫婦、直系血族、兄弟姉妹においては原則として不支給としているが、これでは、たとえば、夫が妻を殺害したとき、その子は支給を受けられないという問題点がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 補償は、加害者との間の親族関係その他特定の人的関係だけを理由に制限することはできないというべきである。夫婦間の殺人でも遺児に対する補償がなされなかったり、あるいは、被害者が親戚から殺害されたような場合にも補償がないのは不当である。そこで、補償の制限は、個別の事案ごとの社会的相当性により決定するべきであり、親族などの特定の人的関係だけを理由に一律に決定するべきではない。 	
事例1 [大久保構成員]	<ul style="list-style-type: none"> 犯給金の支給対象者の範囲が限定される(加害者が夫だった場合、犯給金支給の対象にならない) 	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象者を個別に柔軟に判断する必要がある。 	
補償制度 [平井構成員] <ul style="list-style-type: none"> 不支給・減額の事由・・・親族間・過失 			

(6) 経済的支援の財源に関するもの

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
<p>【財源】 財源を何に求めるべきか。[事務局参考資料]</p>			
<p>多様化、高額化する犯罪被害給付を充実したかたちで行うことを可能にするため、各種給付の財源として、一定額の罰金、追徴金、没収金を確保すべきではないか。[國松座長]</p>			
<p>財源の確保について [飛鳥井構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の犯給法による給付は国の一般財源（税金）に拠っている。今後検討される制度において補償額や補償内容の拡充を実現するためには、現行制度では一般財源からの供出を増やすしかないが、現在の財政状況では周知のように、それはかなり困難となることが容易に推測される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源（税金）への依存度を少しでも低くするため、被害者補償を目的とした「基金」制度の創設を検討されたい。すでに英米では例があり、またわが国では遺児への支援が基金制度で運用されている。その場合、犯罪者の罰金、没収金、弁償金や新たな賦課金などで、基金の原資をどこまで確保できるか試算を要する。 （理由） ある特定の原因によって生じた保障制度として、「医薬品副作用被害救済制度」や「公害健康被害補償制度」では、原因が起こる契機となった受益者からの供出（基金）を財源としている。犯罪被害では当然ながら加害者からの供出となるが、無資力の加害者が多いのが実情である。犯罪者の罰金や没収金等を被害者救済に役立てることができれば、社会的理解も得られやすいであろう。 	
<p>財源 [平井構成員]</p>			

(7) 経済的支援の管理・運営に関するもの

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
【給付制度の管理・運営】 認定機関、不服申立機関はどうあるべきか。[事務局参考資料]			
新規所管官庁の決定 [國松座長] ・ 被害認定 ・ 支給決定と執行	・ 新規独自立法が行われた場合はもとより、現行犯給法の体系が大幅に変更された場合には、警察庁を所管官庁とする制度管理・運営は難しくなるので、新たに所管官庁を定める必要がある。		
独立の認定機関・不服申立機関の設置の問題 [白井構成員]	・ 犯給法は、独立の認定機関を設けられておらず、その認定に対する不服申立機関も独立に設けられていない点が問題である。	・ 等級認定には医学的知識を要するし、また、医療費の無料化、介護費の無料化、特別の支出、PTSDの心理療法費用等、補償の範囲が遙かに広がる可能性もある。そのような広汎な役割を現行法のように公安委員会に担わせるのでは負担が大きすぎる。その担うべき役割にふさわしい、医療関係や福祉関係、法律関係などの専門家から構成される総合的な認定機関を別途設けるべきである。 また、認定機関の決定に不服のある被害者に対しては不服申立ての途を用意し、公正を期すべきであり、そのためには独立した上訴機関を整備すべきである。	
被害者等の認定 [高橋構成員]		・ どの時点で、誰が行うのか。（被害届、告訴受理、送検、判決） ・ 犯罪性を認められない場合、自称被害者に不服申立ができるのか。	
補償制度 [平井構成員](再掲) ・ 手続・・・時効・遡及適用 認定機関			
【アドバイザー制度】 給付に関する被害者アドバイザーの設置（各都道府県）[國松座長]	・ 被害者に適用できる現行の各種社会保障制度は、複雑多岐にわたるため、被害者の間に制度の不知が見られる。現行制度へのアクセスを、もれなく、かつ、容易なものにするため、各都道府県レベルの被害者アドバイスの仕組みを充実する必要がある。		
事例3 [大久保構成員]	・ 病院の受診や付添い・様々な書類の申請や支払いに関する手続きが必要だが被害者個人で行うのは無理である。事件直後から犯罪被害者支援団体から、必要な支援が無料で受けられる制度が必要である。		

(8) テロ事件の被害者に対する特例的給付に関するもの

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
【テロ事件の被害者に対する特例的給付制度の導入】 対象犯罪の範囲 [國松座長] 給付の種類・給付額・給付要件 [國松座長]	・ 原爆被爆者援護法をモデルにした給付体系の創設		
補償制度 [平井構成員] ・ 給付内容（水準を含む）と給付方法 テロ事件被害者に対する特別給付			

(9) 経済的支援制度の在り方と併せて検討することとされているもの

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
<p>損害賠償債務の国による立替払及び求償の是非 [事務局参考資料]</p> <p>事例 1 [大久保構成員]</p> <p>事例 2 [大久保構成員]</p> <p>実効性ある損害賠償請求 [高橋構成員]</p> <p>損害賠償請求 [平井構成員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償請求の考え方 ・ 損害賠償債務の国による立替払及び求償 ・ 公選弁護士・弁護士費用の負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償金を国が立て替え加害者に請求する制度が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備が急務である。 ・ 民事裁判で勝訴しても加害者に支払能力がないときは国が立て替え加害者に請求する制度の創設が必要。 ・ 被害者個人の取り立ては困難なので、国による賠償金の立替払いを設け、国による回収を図る制度の導入 	
<p>公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非 [事務局参考資料]</p> <p>公的弁護人制度の是非 [事務局参考資料]</p> <p>実効性ある損害賠償請求 [高橋構成員]</p> <p>事例 1 [大久保構成員]</p> <p>事例 2 [大久保構成員]</p> <p>事例 3 [大久保構成員]</p> <p>事例 4 [大久保構成員]</p> <p>事例 5 [大久保構成員]</p> <p>損害賠償請求 [平井構成員] (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償請求の考え方 ・ 損害賠償債務の国による立替払及び求償 ・ 公選弁護士・弁護士費用の負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士費用は、法律扶助協会の刑事弁護人制度を利用したが、長期間にわたる支援のため自己負担額が大きく経済的負担になったため、公費による被害者支援弁護士制度が必要。 ・ 刑事裁判時、身近で相談できる専門家がおらず対応に困窮した。 ・ 民事裁判を起こすための刑事記録の謄写代金や印紙代の負担が大きい上、裁判が長期間続いているため、精神的、身体的、経済的負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公費による支援弁護士制度の導入 ・ 訴訟費用の給付 ・ 受刑中の時効による消滅を防ぐため、受刑中の時効進行を停止する制度はできないか。 ・ 国による損害賠償請求費用（弁護士費用・刑事記録の謄写費用・印紙代等）の補償等が必要である。 ・ 犯罪被害者への刑事裁判に関する公的弁護人制度の創設が必要。 ・ 被告に国選弁護人が選任されるように、被害者にも国費による弁護士制度が必要。 ・ 被害者選任弁護士制度の創設。 ・ 刑事の記録を民事で利用する付帯私訴の導入と必要経費の軽減を図る制度の創設。 ・ 刑事の裁判結果を民事裁判で利用できるようにする制度の創設と必要経費の軽減を図る制度。 	
<p>被害直後及び中期的な居住場所の確保 [事務局参考資料]</p>			

<p>事例2 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例として、医療費・住居の確保・引越し費用は福祉で負担してもらえたが、特例ではなく権利として行使できる制度が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害直後に安全が確保され、とりあえずの衣食住が確保され安心して生活ができる制度の創設が必要。その後、被害からの回復を促進するため安心してすむことができる中期的住宅の確保等の居住の安定を図る必要がある。 	
<p>事例3 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事件当日から安心感安全感を持てることは被害からの回復に大きく影響するため危機介入として衣食住の確保が必要 		
<p>事例5 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急に安全、安心感が確保でき、衣食住が提供される施設の確保の制度化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に入所できる施設及び生活を経て直すための中期的住居の確保の制度化。 	
<p>被害直後・中期的な居住場所の確保 [平井構成員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待、配偶者等からの暴力、人身取引以外の犯罪者等に対する被害直後の保護及び再被害の危機回避施設 ・ 生活立て直しを図るための中期的住居の確保 			

(10)基本計画検討会において経済的支援制度の在り方とは別に検討がなされたもの

論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見（意見がある場合）	備考
<p>【損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施（基本計画第1-1-1.(1)関係）】 事例1 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民事に勝訴しても賠償金が支払われないため訴訟費用の負担も大きい（弁護士費用や印紙代等）ため刑事手続の結果を民事に使える制度が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償の請求に関しては附帯私訴制度の創設が必要である。 	
<p>事例4 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民事裁判を起こすための刑事記録の謄写代金や印紙代の負担が大きい上、裁判が長期間続いているため、精神的、身体的、経済的負担が大きい。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事の記録を民事で利用する付帯私訴の導入と必要経費の軽減を図る制度の創設。（再掲） 	
<p>事例5 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> 刑事の裁判結果を民事裁判で利用できるようにする制度の創設と必要経費の軽減を図る制度。（再掲） 	
<p>【支援のための連携に関する検討会関係】 事例1 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> 日常生活支援及び既存の福祉制度を効果的に受け取ることができるような活動を行う被害者支援センター（犯罪被害者等早期援助団体）活動の充実。 	
<p>事例2 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地域に既存する保健医療サービス及び福祉サービス等をスムーズに受け取ることができる制度が必要。 	
<p>事例3 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> 警察で事件の被害者として認定した時点で、「被害者手帳（仮称）」を交付し、行政機関・民間保険会社関係・社会保険庁等で書類申請がスムーズに行われる制度の創設。 犯罪被害者等早期援助団体と警察や自治体窓口等との連携強化が急務。 	
<p>事例4 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> 被害直後から被害者支援の専門家による支援をうけることができる制度の整備拡充。 遺された家族一人一人が回復するために必要な支援を受け取ることができる制度の整備と充実。 必要な家事、育児等の日常生活支援を受け取ることができる体制の整備。 	
<p>事例5 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> 再被害防止のための関係省庁の連携強化及び身近な自治体等で相談できる体制の整備。 	
<p>【国民の理解の増進（基本計画第5-1-1.）関係】 事例2 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の人々の無理解により孤立しやすく、必要な協力が得にくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者が被害前のように能率よく仕事ができるようになるには年数が掛かると共に訓練期間も必要であるため、職場や周囲の人々の理解が必要。 	
<p>事例4 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> 職場や学校に対する被害者問題の周知徹底と広報啓発活動の充実。 	
<p>【雇用の安定（基本計画第1-4-1.(1)～(3)）関係】 事例2 [大久保構成員]</p>		<ul style="list-style-type: none"> 雇用の安定（自営業者と被雇用者の違いから受けられる支援内容や質に格差が生じないような）ための制度設計が必要。 	
<p>事例4 [大久保構成員]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主たる働き手が精神的衝撃により仕事を続けることができず失業したた 		

	め収入が激減し今後の生活に不安を抱えているため就労継続支援対策が必要。		
事例5 [大久保構成員]	・ 仕事を続けることができなくなったため、貯金を取り崩して生活しているが、今後の生活が不安。	・ 就労援助制度の充実。(休業補償や短時間就労、災害休暇のような特別休暇を適用するなど)	
【保険医療サービス及び福祉サービスの提供(基本計画第2-1-(1)~(3)、(7)ア)関係】 事例3 [大久保構成員]	・ 長期入院中の被害者は、3ヶ月毎に転院を強要され、家族の精神的負担が大きく、病院探しに困難を極める。(再掲)	・ 長期間経済的負担なく安心して入院できる制度の創設と介護負担を軽減する制度の創設。(再掲)	
事例5 [大久保構成員]	・ 適切な治療が出来る専門医が少なく、受診をして二次的被害を受けたため受診を継続できない。	・ PTSDに詳しい専門家及び産婦人科医師等の確保と緊急時適切に診療を行うことができる体制整備、検査費用・中絶費用及びカウンセリング費用等の無料化。(再掲)	
【犯罪被害者等に関する情報の保護(基本計画第2-2-(2)ア~イ)関係】 事例5 [大久保構成員]	・ 公判時(刑事・民事)名前や住所を加害者に知られないための制度を権利として確立する必要がある。		

下線部は、個人情報保護の観点等から事務局において構成員資料を改めた部分。
[事務局参考資料]は、構成員の論点整理の前提となったこと、構成員から論点としてそのまま用いることが適当であるとの意見があったことから記載している。